

高高度空域における民間航空機の運航に関する規則整備についての 共同ステートメント（仮訳）

新しい技術と工学の飛躍的進歩により、高高度空域（一般的に今日規制されている通常航空機が運航する空域よりも高い空域）で行われる民間航空業務の安全、確実かつ持続可能な発展を支援するための共通のルールを整備する必要性が高まっている。

高高度空域での活動は、十分なサービスを受けていない地域社会への 5G 及び 6G 電気通信の提供、現在の地球観測能力の向上、人や物資の輸送における技術革新を可能にすること等、多様な用途に対する需要とともに、急増傾向にある。

より低い高度で運航される非常に多くの航空便の安全・保安を確保するシステムは、高高度空域での活動に関しては全く整備されていない。高高度空域を飛行する航空機は、大きく異なる性能・特性を有し、従来とは異なる運用ニーズを有している。

今こそ、高高度空域の運用に関する包括的なビジョンが必要である。そのビジョンには、国際航空エコシステムが刺激的に拡大する中で、高高度空域を運航する航空機が、既存の航空システムの安全、保安及び持続可能性を損わないよう、耐空性、操縦者等の訓練及び免許、地上業務、識別、探知、通信、位置、飛行経路、緊急事態に関する調和のとれた規則を含めるべきである。

我々は、高高度空域における国際的な概念及び指針の策定とその実施を支援する国際民間航空機関（ICAO）の役割を認めた ICAO 総会決議 A41-9 を想起し、ICAO に対し、その作業プログラムにおいて高高度空域運用に係る議論を優先し、及び促進し、並びに高高度空域における有人・無人の航空交通のための解決策の策定及び実施を加速させることを要請する。

さらに我々は、最近の航空管制イベントにおける高高度空域運用に関する議論を考慮に入れつつ、ICAO 事務局に対し、これらの新たな優先事項を取り入れ、潜在的なリソースを特定して ICAO の技術作業プログラムを再構築し、進捗状況を検討して今後の方針を決定するため、次回第 14 回航空管制会議において高高度空域運用（注）に関する議論を行うことを要請する。

最後に、我々は、民間航空の標準を研究し、議論し、及び前進させるための第一

の場である航空委員会に対し、ICAO におけるこの重要な作業を支援することを要請する。

(注) 宇宙への打上げ及び再突入は、高高度空域を通過するだけであり、高高度空域の運用ではない。 打ち上げ・再突入作業と航空活動の分離は、より広い空域ネットワークの安全のために、全ての空域で維持される必要がある。